

生駒市条例第 3 1 号

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 1 2 月 2 3 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会委員会条例の一部を改正する条例

生駒市議会委員会条例（昭和 4 6 年 1 1 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項各号を次のように改める。

(1) 総務市民委員会 8 名

市長公室、総務部、市民部、消防本部、会計課、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 厚生文教委員会 8 名

福祉健康部及び教育委員会の所管に属する事項

(3) 経済建設委員会 8 名

地域活力創生部、建設部、都市整備部、上下水道部及び農業委員会の所管に属する事項

(4) 予算委員会 2 1 名

予算議案に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の生駒市議会委員会条例の規定は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。